

国名	フィリピン
公的年金の体系	<p>The diagram shows three rectangular boxes representing different pension systems. The first box is labeled 'SSS' and has '民間労働者' (Private workers) written below it. The second box is labeled 'GSIS' and has '公務員' (Public employees) written below it. The third box is labeled 'AFPRSBS' and has '軍人' (Military personnel) written below it.</p>
被保険者 (◎強制△任意×非加入)	<p>◎被用者 ◎自営業者 (月額1,000ペソ 約2,000円以上の所得のある者) ただし適用率は低い △海外労働者 △加入者の配偶者</p>
保険料率 (SSS)	<p>10.4% (事業主7.07%, 被用者3.33%) 自営業者は全額負担</p>
支給開始年齢	<p>60歳以上の120月以上保険料を納付した退職者</p>
給付の構造	<p>年金月額 = 300ペソ + 0.2 × A + 0.02 × A × (加入期間のうち10年を上回る年数) A = 退職前60月の標準報酬の平均 (再評価なし)</p>
所得再分配	<p>最低年金保証のため、低所得者ほど所得代替率は高い</p>
公的年金の財政方式	<p>段階保険料引上げ方式</p>
国庫負担	<p>なし</p>
年金制度における最低保障	<p>給付率40%または1,200ペソ (10年以上20年未満加入), 2,400ペソ (20年以上加入)</p>
無年金者への措置	<p>年金支給要件を満たさない者は過去の保険料の元利合計を一時金として受給</p>
公的年金と私的年金	<p>企業年金・個人年金は高所得者層のみ、家族による扶養の伝統が強い。</p>
国民に対する個人年金情報の提供	<p>納付証明を送付, SSS事務所で照会。</p>

フィリピンの年金制度^(注1)

廣瀬賢一 (ILO中東欧地域事務所社会保障専門官)

1. 制度の特色

フィリピンの代表的な年金制度には、一般国民(民間労働者)を対象とする社会保障制度(Social Security System, 以下SSSと略称)と、公務員を対象とする公務員保険制度(Government Service Insurance System, 以下GSISと略称)がある^(注2)。両制度の事業内容は類似しているため、以下ではSSSに焦点をあてて解説する。

SSSは、退職年金、障害年金、遺族年金、傷病手当、出産休暇手当の社会保障給付ならびに労働災害給付を行っている。またSSSは、加入者に対し、生活資金、教育、住宅、自然災害、事業のための資金貸付けを行っている。

2. 沿革

SSSは、1954年の社会保障法の成立を受けて、1957年から運営を開始した。給付内容の推移をみると、発足時は退職年金、障害給付、遺族年金、傷病手当の給付を行っていたが、1972年にはメディケア給付(1998年に、国民健康保険制度として発足したPhilHealthに移管)、1975年に労災給付、1978年に出産休暇給付が加わった。適用面では、発足当初は50人以上の事業所が義務適用であったものが、1958年には6人以上、1960年には1人以上を雇用する事業所に拡大された。さらに、1980年には専門職の自営業者、1992年には農漁業労働者、1993年には家事使用人、1995年には全ての自営業者へと義務適用が拡大されていった。一方、1995年からは、海外フィリピン労働者(ただし船員は義務適用)、加入者の無業配偶者に任意加入が認められることになった。1997年には、給付改善、適用拡大ならびに積立金運用方法の拡大を旨とした社会保障法の全面改正が行われた。

3. 制度体系の概要

2009年3月現在、SSSの加入者は2,788万人、GSISの加入者は137万人である。統計上は、全就業者3,497万人(2009年4月時点)の84%をカバーし

ているように見える。しかし、上述の加入者数は、両制度に登録して社会保障番号を持っている者の総数であることに注意する必要がある。実際に保険料を支払っている加入者は、SSSでは約1千万人程度にとどまると推定される。失業者ならびに家内工業などの零細企業、都市部のインフォーマルセクター、農漁村部などで働く人のほとんどは、社会保障の網から実質上漏れていると考えられる。こうした人々にいかにして適用を拡大していくかは大きな課題である。

企業年金や個人年金は、大企業やごく一部の高所得層を除いて一般に普及していない。

4. 給付算定方式、スライド方式

SSSの退職年金は、保険料を120月以上納めた60歳以上の退職者に支給される。なお65歳以上の者は在職していても120月の納付要件が満たされていれば退職年金が支給される。

なお、120月の納付要件を満たさない退職者には、過去に納めた保険料の元利合計(年率6%)が一時金として支払われる。

SSSの退職年金は給付建てであり、年金月額は、以下の3通りの算定式のうち最も高い額として定められる。

算定式1 = $300\text{ペソ} + 0.2 \times A + 0.02 \times A \times (\text{加入期間で10年を上回る年数})$

算定式2 = $0.4 \times A$

算定式3 = $1,200\text{ペソ} (\text{加入期間が10年以上20年未満})$
 $2,400\text{ペソ} (\text{加入期間が20年以上})$

ここに、Aは平均標準報酬月額で、退職前の60月の単純平均または全加入期間の単純平均のうち高い額として定められる。過去賃金の再評価はされないため、通常は前者の額が用いられると想定される。加入年数の算定にあたっては、1985年以前の加入期間は保険料納付の有無に関わらず算入され、1985年から2001年までの各年は6ヶ月以上の納付があれば1加入年数とみなされ、2002年以降は実際の納付月数を12で割った値が加入年数とされる。

以上の算定式を比較すると、定額部分と報酬と期間に比例する部分からなる算定式1を基本として、算定式2が最低所得代替率を、算定式3が最低年金額をそれぞれ保証する仕組みとなっている。これよ

り、算定式1は高賃金・長期加入者に、算定式2は高賃金・短期加入者に、算定式3は低賃金加入者にそれぞれ有利なことが分かる。このような年金額下支えの仕組みのため、平均標準報酬に対する所得代替率は最低40%から最高240%と高い水準になっている。ただし、以下に述べるように、標準報酬上限が低く抑えられているので、名目額での年金額の水準は必ずしも高いとはいえないことに注意する必要がある。

なお、毎年12月にはクリスマスボーナスとして1ヶ月分の年金が加算して支給される。また、21歳未満の未婚で就労していない子供を扶養している場合には、5人までを限度として子供1人当たり年金額の10%（最低月額250ペソ）が加算される。

退職年金受給者は、最初の18ヶ月分の年金を一時金として受け取ることもできる。その際、将来18ヶ月分の年金額は1年物の国債の利率で割引かれる。

退職年金受給者が死亡した場合には、その年金は遺族年金として、全額が配偶者に引き継がれる。

裁定後の年金は政策改定される。1980年代から1990年代にかけては毎年10%から20%の改定がなされてきた。2000年以降は、収支状況の悪化により、年金の政策改定はなされていなかったが、2006年と2007年には各10%のスライド改定が行われた（なお、8.3項参照のこと）。

2009年3月現在、SSSの年金受給者総数は約135万人で、平均年金月額は3,072ペソ（約6千円）となっている（下表参照）。

SSSの年金受給者数、平均年金月額（2009年3月現在）

	年金受給者数	平均年金月額(ペソ)
社会保障年金	1,332,843	
うち 退職年金	654,982	3,404
遺族年金	619,652	2,711
障害年金	58,211	3,084
労災年金	19,160	
うち 遺族年金	17,365	3,339
障害年金	1,795	3,808
総計	1,352,005	3,072

5. 負担, 財源

SSSの主な財源は、保険料と積立金の運用収入から成る。国庫負担はない。

SSSの社会保障給付に関する保険料率は、2007年1月より10.4%である（下表参照）。2003年と2007年の保険料改定では事業主負担分のみが1%ずつ引き上げられた。

SSSの保険料率の推移（社会保障給付分）

期間	保険料率	事業主	被用者
1980年1月-2003年2月	8.4%	5.07%	3.33%
2003年3月-2006年12月	9.4%	6.07%	3.33%
2007年1月-現在	10.4%	7.07%	3.33%

また、労災給付の保険料が被用者一人当たり月額10ペソとなっている（全額事業主負担）。

SSSの標準報酬の上下限は2002年以降改定されていない。そのため上限が月額15,000ペソ（約3万円）、下限が月額1,000ペソ（約2千円）と低額なものとなっている（参考：マニラの最低賃金日額は2009年9月現在382ペソ）。

なお、毎年、保険料収入総額の12%と運用収入の3%の合計額を上限として、SSSの運営費（職員の給与を含む）にあてることが認められている。

SSSでは、1999年から2004年の間、保険料収入が給付費を下回り、運用収入の一部を不足分の支払いに充てる状況が続いた。2003年から2度にわたる保険料率の引き上げと、徴収職員増員と罰則強化などの保険料収納対策の強化によって、2005年以降保険料で給付費を賄える状態に回復している。直近2年の収支状況については下表を参照。

SSSの収支状況（2007年-2008年）

	2007	2008
収入計	778.9	955.2
保険料収入	607.7	676.7
運用収入その他	171.2	278.5
支出計	663.6	734.6
給付費	596.7	668.2
運営費その他	67.0	66.4
収支残	115.2	220.6

6. 財政方式, 積立金の管理運用

SSSの傷病手当、出産休暇手当、葬儀料などの短

期給付の費用は、賦課方式で運営されている。一方、退職年金、障害年金、遺族年金などの長期給付の財政方式は、当初完全積立方式が採られていたが、近年その維持が困難となったことから、現在では段階保険料引き上げ方式が採られている。

2008年12月時点での、SSSの積立金は2,095億ペソ（約4,000億円）に達する。1997年社会保障法は各運用資産ごとに保有割合の上限あるいは下限を規定しており、その枠内でSSSが積立金の運用を行っている。積立金の資産構成をみると、過去は国債と貸付けが大部分を占めていたが、近年資産分散と高運用益を目的として株式の割合が増加し、現在では簿価ベースで約2割を占めるに至っている（法定上限は3割まで）。

7. 制度の企画、運営体制

SSSに関する政策決定機関は、9名の委員から成る政労使三者構成の社会保障委員会（Social Security Commission）である。政府側の委員には、労働雇用長官とSSS長官が職権上の委員として含まれる。委員長はフィリピン大統領により直接任命される。

SSSは、運営の企画や資産運用を担当する本部のほか、国内に161、海外に15の事務所をもち、年金制度の運営にあたっている。

8. 最近の論議や検討の動向、課題（今後の見通し、評価を含む）

8.1 年金財政の安定化

フィリピンの出生率は依然高く、人口高齢化による将来負担の増加は日本などと比較してそれほど厳しいものではないものと考えられる。しかしながら、高い給付構造や過去数次にわたる大幅な年金スライドによる長期超過債務の対策は、年金財政担当者に与えられた課題である。

SSSでは少なくとも4年に一度財政再計算を行うことになっている。現時点で、2007年末を基準とした財政再計算が進行中である。2003年末を基準とした直近の再計算結果に基づき、2007年の保険料率の1%幅の引き上げの効果と2006年、2007年のスライドの影響を考慮した長期財政見通しによれば、2026年以降は収支が赤字に転じ、積立金が2036年には枯

渇することが見込まれるという結果が報告されている。

年金財政を長期安定させる政策として、2003年財政再計算報告書では、以下の方策を提案している。

- (1) 保険料率を段階的に1%ずつ引き上げ、最終的には2016年以降12.4%の水準にする。
- (2) 自営業者や任意加入者の保険料納付の時効を現行の1年より延ばし、遡及納付できる期間を延長する。
- (3) 標準報酬の上下限を段階的に引き上げる。
- (4) 年金額算定式の給付乗率を減額し、さらに年金の最高限度額を定める。
- (5) 年金支給のための納付要件を現行の120月から180月へと徐々に引き上げる。
- (6) 積立金運用ガイドラインを緩和し、より高運用益をあげられるような条件を整える。

これらの長期的政策のほか、年金数理基準の明確化、保険料率の変更が社会保障委員会の決定のみで行われるようにする（現行法ではさらに大統領の認可が必要）といった法改正が検討されている。

8.2 海外労働者の適用と国際年金通算協定

フィリピンはアジア第一の海外労働者の送り手国である。800万人以上と推計される海外在住のフィリピン人からの年間160億ドルを上回る仕送りは、国民所得の大きな割合を占める。2001年に、SSSは海外フィリピン労働者を対象とした任意加入の積立基金（Flexi Fund）を導入した。また、2008年には、海外からの送金を仲介している銀行などの金融機関と提携してインターネットを通じた保険料納付の仕組みを導入した。

経済のグローバル化の進展に伴い、資本のみならず労働者の国際移動も今後増加してゆくことが見込まれるなかで、フィリピンは諸外国と間の年金通算協定を積極的に推し進めてきており、現在までにイギリス、スペイン、カナダ、韓国などとの間に年金協定を締結している。

日本との関連においても、フィリピン人看護師・介護士の日本での就労受け入れを含む日比二国間経済提携協定が2008年12月に発効した。このような状況をふまえて、2009年8月には、日本の社会保険庁とフィリピンSSS・GSISの間で、日比年金通算協

定に向けたはじめての会合がもたれた。

8.3 グローバル経済危機への対応

アメリカ経済に端を発した経済危機はフィリピンをふくむASEAN諸国にも波及した。この対応として、SSSは次の方策を講じた。

- (1) 全年金受給者に一律500ペソの一時金を支給(2008年9月)。
- (2) 教育費の貸付枠の拡大。

おわりに

フィリピンの社会制度は、欧米のシステムを多くとりいれている一方で、家族や親族による相互扶助

の慣習が現在も根強く残っている。フィリピンでは、将来も続く国際化と産業化の進展のなかで、公的年金制度が伝統的な相互扶助の仕組みを補完し、国民の老後の生活保障の支柱になっていく傾向が今後より強まっていくものと考えられる。

.....
<注>

(注1)本稿は、本誌第26巻第4号(2008年1月)掲載の同題の稿を、SSS職員から収集した情報等をもとに加筆修正したものである。

(注2)その他のフィリピンの社会保障制度として、労働災害補償委員会(ECC)、フィリピン健康保険制度(PhilHealth)、住宅開発共済基金(Pag-IBIG)、退役軍人年金制度(AF-PRSBS)、チャリティーくじ事務局(PCSO)などがある。